

感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金 Q&A

A. 施設使用料 B. 感染防止経費 共通 (A・B個別も後に続きます)

Q-1	業種別ガイドラインとは何ですか
	<p>●文部科学省のウェブサイトに、業種別や施設の種別ごとに設定されたガイドラインが掲載されています。文部科学省関係のガイドラインは、こちらからご確認ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html</p>
Q-2	適切な感染症防止対策は、何に基づけばいいですか？
	<p>●上記の業種別ガイドラインを参照してください。事前広報での情報周知や、制作期間中、会場づくりなど、それぞれの場面に応じて必要な対策を講じてください。</p>
Q-3	鑑賞機会の提供とはどういうことですか？
	<p>●実演芸術を発表するということです。</p>
Q-4	具体的にどのような例があてはまりますか？
	<p>A. 施設使用料等補助 当てはまる例 ・カフェを併設したイベントスペースでダンス公演をする ・劇場やスタジオなどで映像撮影をし、後日配信する ・映画の上映会を企画し、イベントスペースで行う ・グループ展をキュレーターが企画し行う ・能の演目の合間に、レクチャーを挟む(実演時間の方が長い場合に限り) ・劇場でワークインプログレス公演を行う ・演劇フェスティバルのフリンジで、申請団体が主催として公演をする 当てはまらない例 ・ワークショップ、レッスン、講演会など、文化・芸術鑑賞を主な目的として集客しないもの ・発表会、学芸会、学会など、教室の生徒や保護者、学会員など特定の者を対象とするもの ・施設が企画し主催する公演 ・美術作品の販売を主な目的とするもの</p> <p>B. 感染拡大防止経費補助 当てはまる例 ・東京で行う演劇公演のための稽古を京都市内で行う。公演のための経費は対象外、稽古のための経費のみ対象。 ・全国で上映する映画の撮影を京都市内で行う ・能楽堂主催で開催する定期能 ・ギャラリーが主催で開催する展覧会</p>
Q-5	不特定の集客を目的とする活動とありますが、不特定と集客が意味するところを教えてください。
	<p>●(不特定)会員制のもの(ファンの集いや交流会を含む)は、不特定となりませんので、対象外です。 ●(集客)物品販売が目的の事業は対象外です。</p>
Q-6	ワークショップや講演会が対象にならないと記載されていますが、文化芸術活動に係る内容であってもあてはまらないのでしょうか？
	<p>●あてはまりません。主な目的が鑑賞機会の提供でないものは、対象外です。</p>
Q-7	対象期間はいつですか？

	<p>●令和2年10月1日から令和3年3月31日までです。 領収書に記載のある日にち(実施日)が、この期間内であるか確認してください。また、最大5日間です。</p> <p>A. 施設使用料等補助 令和2年9月29日から10月4日までの公演の場合 ⇒10月1日から10月4日まで4日分の施設使用料及び付帯設備使用料について申請が可能。電気代など使用日が不明確なものについては、日割計算して該当日数分計上できます。</p> <p>B. 感染拡大防止経費補助 令和3年4月2日からの公演で、2月から継続して稽古を行っている場合 ⇒3月31日までの感染症対策費用について計上可能。公演に必要な備品を事前に購入した分は、領収書の発行日に関わらず計上不可。</p>
Q-8	<p>すでに実施した事業について、事後に申請することはできますか？</p> <p>●対象期間に実施された事業であり、領収書などの必要書類が揃っていれば可能です。 ただし、先着順で受け付け、予算の上限に達し次第、受付を終了します。</p>
Q-9	<p>文化・芸術を生業にしている必要はありますか？</p> <p>●プロ・アマは問いません。</p>
Q-10	<p>主催者は他県在住ですが、あてはまりますか？</p> <p>●A. 施設使用料等補助 登録施設で行う事業であれば、主催者の活動拠点や居住地は問いません。 B. 感染拡大防止経費補助 京都市内を拠点に活動する個人や団体に限ります。</p>
Q-11	<p>A. 施設利用料等補助とB. 感染拡大防止等経費補助は、同一事業で申請できますか？</p> <p>●AとBのそれぞれ(両方)に申請できます。</p>
Q-12	<p>他の助成金や補助金について、同一事業で重複申請できますか？</p> <p>●可能です。 ただし、国・京都府・京都市が行う新型コロナウイルス感染症による補助金や給付金などに申請した事業と、同一の事業において同じ費目で計上されている場合、補助対象経費から該当する補助金額を差し引いて、補助金額の決定を行います。</p> <p>A. 施設利用料等補助 例1)申請する施設使用料と付帯設備費の合計が100万円、同事業で施設使用料に対して交付される京都府の補助金額が30万円 $100万 - 30万 = 70万 \Rightarrow 70万の1/2 = 35万 \Rightarrow 交付決定額35万円$ 例2)申請する施設使用料と付帯設備費の合計が100万円、同事業でその他の経費に対して交付される京都府の補助金額が30万円 $100万の1/2 = 50万 \Rightarrow 交付決定額50万円$</p> <p>B. 感染拡大防止等経費補助 例1)申請する感染拡大に関する経費の合計が60万円、内10万円で非接触型体温計を購入。同事業で京都府の補助を受けて、非接触型体温計5万円を購入。 $60万 - 5万 = 55万 \Rightarrow 55万の1/2 = 27万5千 \Rightarrow 交付決定額27万円5千円$ 例2)申請する感染拡大に関する経費の合計が60万円、非接触型体温計の購入費は計上していない。同事業で京都府補助を受けて非接触型体温計5万円分を購入。 $60万の1/2 = 30万 \Rightarrow 交付決定額30万円$</p>
Q-13	<p>審査での評価基準はどんなものですか？</p> <p>●申請書の記載内容が、要項に即しているかを確認します。 文化的、芸術的水準を評価するものではありません。</p>
Q-14	<p>申請時の内容から変更があった場合は？</p>

	<p>●以下のような場合には、事前に「変更届」(第5号様式)を提出してください。(ウェブサイトからダウンロードできません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時・場所などを変更する場合 ・事業の目的や内容に大幅な変更がある場合 ・費目そのものの大幅な変更がある場合 <p>※事業の趣旨の変更など内容によっては、補助金交付が認められない場合もあります。 ※金額の変更については次項を参照してください。</p> <p>●申請者(主催者)が変更となる場合は、再申請の必要があります。(担当者の変更は問題ありません)</p>
Q-15	<p>申請時から必要な金額が変動した場合は？</p> <p>●交付予定額より必要額が下回る見込みとなった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付予定額の30%以上の変更は、変更届(第5号様式)を提出してください。 ・交付予定額の30%未満の変更は、変更届の提出は不要です。 <p>●交付予定額より必要額が増える見込みとなった場合変更となる場合 交付予定額を増額することはできません。また、変更届の提出は不要です。 ※大幅に必要額が増えた際、申請を取り下げた上で、再申請することは可能です。ただし予算が上限に達し次第受け付けを終了するため、仮に手続き中に受付終了となった場合は交付ができないため、お勧めしません。</p>
Q-16	<p>補助金はいつ受け取れますか？</p> <p>●事業実施後に「実績報告書」及び事項で挙げる必要書類をご提出いただき、その上で交付額を確定します。確定通知をメールにてお知らせ後、ご指定の口座に振り込みます。</p>
Q-17	<p>実績報告をする際、何が必要になりますか？</p> <p>●以下の書類をメールに添付の上、ご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎実績報告書 A.「施設使用料等補助実績報告書」(第7号様式)またはB.「感染拡大防止等経費補助実績報告書」(第8号様式)(ウェブサイトからダウンロードできます。) ◎事業実績がわかる資料(チラシ、DM、ウェブサイトのコピー、パンフレット、実施記録写真等) ◎支払を証明する書類の写し(①②共に) <ul style="list-style-type: none"> ①領収証(振込支払の場合は振込明細票でも可) ②明細書・納品書・請求書等支払いの内訳が確認できる書類 <p>※A.施設使用料等補助の領収書は、施設が発行するものに限る。ただし施設側から外部に発注する人件費などについては、宛名が施設であり明細が確認できる場合には対象とします。</p>
Q-18	<p>領収書の宛名はどうしたらいいですか？</p> <p>●申請者名(主催者名)としてください。ただし団体の場合は、団体構成員とわかるウェブサイトやチラシと併せた上で、団体構成員宛でも対象とします。</p>
Q-19	<p>金額は、消費税・所得税を含む金額を記載するのでしょうか？</p> <p>●金額はすべて消費税、所得税を含めて計上してください。領収書等も税込額で計上してください。</p>
Q-20	<p>補助金は課税対象ですか？</p> <p>●課税対象です。</p>
Q-21	<p>仕組や申請の仕方について相談したい場合は？</p> <p>●こちらにお問い合わせください。 両立支援補助金係 [京都芸術センター／公益財団法人京都市芸術文化協会] メール: ryoritsu@kyotoartsupport.com 電話: 075-213-0213(毎日10時～17時※) ※電話のご相談は10月12日より ※京都芸術センター臨時休館日/年末年始休館日(12/26～1/4)を除く</p>

Q-22	この補助金の母体団体はどこですか？ 本事業は、京都市の「感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援事業」に基づいて、公益財団法人京都市芸術文化協会が実施しています。
A. 施設利用料等補助	
Q-1	使用したい施設が登録されていない場合はどうしたらいいですか？ ●事業を実施する施設が施設一覧に掲載されていない場合は、メールにて事務局までご相談ください(京都市内の施設に限る)。申請は施設登録完了後となります。
Q-2	主催者が複数回事業を開催する場合、適用されますか？ 例えば、一人のアーティストが二回異なる展覧会を開催する場合など。 ●別事業であれば申請可能です。同一事業の複数開催は、対象となりません。
Q-3	申請1件につき、最大5日までとあるが、10日間かかる1つの事業を、2件に分けて申請することは出来るか？ ●同一事業であれば対象となりません。
Q-4	施設使用料はどのように算出しますか？ ●各施設が公表・提示する料金体系に準ずるため、各施設にご確認ください。
Q-5	楽屋使用には、どういう例がありますか？ ●使用料設定がある楽屋を使用した場合。また、使用する施設内の有料の会議室等を楽屋として使用した場合等。 例) ロームシアター京都の使用に際して、出演者が3密になる状況を避けるためノースホールを楽屋として使用した場合。
Q-6	付帯設備使用料は具体的に何が含まれますか？ ●施設の設備を使用する際に、施設から請求されるものを指します。 例) ・劇場で搬入から本番日までの7日間、施設の照明機材を10台とプロジェクター2台を借用した場合 ⇒そのうちの5日分を計上可。 ・施設管理スタッフ人件費について、 施設側から請求されるものは対象。主催者側で手配したテクニカルスタッフの人件費は対象外。 ・能楽堂の楽屋スタッフ、劇場の案内スタッフの人件費は対象。
Q-7	補助額について上限は40万円(消費税込)／1日とあるが、施設使用料と付帯設備使用料を合わせた金額ですか？ ●そうです。

Q-8	対象は最大5日とあるが、1週間分の使用料しか明細がでない場合には？
	●日割計算で5日分の使用料を割り出してください。千円以下は切り捨てとなります。
Q-9	事業が中止となった際の施設キャンセル料は対象になりますか？
	●なりません。実際に使用した施設使用料及び附帯設備使用料のみが対象です。ただし、無観客配信へ切り替えた場合は、広く鑑賞機会を提供すると見なし、対象となります。
Q-10	施設運営者が企画し主催する事業は対象とならないとありますが、もう少しわかりやすく教えてください。
	●登録されている施設を「貸館として使用する主催者」が対象となります。施設が主催するフェスティバルへの参加作品で、発表自体は申請者が主催である場合は対象となります。 登録施設一覧はこちら： https://www.knt-ks.co.jp/ec/2020/kyoto_subsidy/ichiran.html
Q-11	同一施設とは？京都市内で発表しますが、その準備やリハーサルを市外で行う場合、その準備やリハーサルについても適用されますか？
	●公演や展覧会を行う施設以外での準備やリハーサルは、対象になりません。
B. 感染拡大防止等経費補助	
Q-1	主催者が複数回事業を開催する場合、適用されますか？例えば、一人のアーティストが二回異なる展覧会を開催する場合など。
	●1主催者に限り、1件限りなので、一つの事業しか申請できません。
Q-2	同一施設とは？京都市内で発表しますが、その準備やリハーサルを市外で行う場合、その準備やリハーサルについても適用されますか？
	●京都市内で準備やリハーサルを行う場合はあてはまりますが、市外の際はあてはまりません。
Q-3	対象経費に「研修会講師謝礼」とありますが、具体的に何を指しますか？
	●感染症対策についてやガイドラインを作成するために必要な研修会の講師に係る謝金です。
Q-4	感染防止対策の取組の為に雇用する人件費について、適正な時給金額などがあれば教えてください。
	●講師謝礼(例:感染防止対策研修会の講師謝礼)(1時間):7,900円 指導謝金(例:会場での事前感染防止対策指導)(1時間):5,100円 単純労務賃金(例:公演当日の運営補助スタッフ賃金)(1時間):909円~1,050円
Q-5	感染防止対策の消耗品購入やリース代の、金額を設定するのに何を参考にすればよいでしょうか。
	●店舗・ウェブサイトでの市販価格や業者見積額を参考にしてください。
Q-6	対象外となる経費は何でしょうか？
	●5万円以上で消耗品ではなく、反復使用できる物品購入は対象外となります。
Q-7	電子チケットでの対応を検討しています。スキャンする機器は対象になりますか？

	●対象となります。ただし5万円未満に限ります。
Q-8	稽古を予定していますが、何かあった場合に医療従事者を常駐してもらう予定です。あてはまりますか？
	●対象外です。ただし、医師等からアドバイスがある場合など、相当な理由がある場合は対象となります。
Q-9	公演や展覧会の開催時に、何かあった場合に医療従事者を常駐してもらう予定です。対象経費に認められますか？
	●対象となります。医師の派遣経費(半日):20,000円+源泉,看護師の派遣経費(半日):10,000円+源泉が目安額です。
Q-10	搬出が終わった後に、会場を消毒する専門業者の委託費はあてはまりますか？
	●対象となります。
Q-11	今回の申請および感染症対策の計画を立てるためにパソコンが必要です、あてはまりますか？
	●対象外です。
Q-12	制作者が公演実施に関するマニュアルを作成する予定です。マニュアルの作成委託費として申請できますか？
	●申請できます。作成に際して、それに要した時間を明記するなど、具体的な領収書を報告時にご提出ください。ただし団体内部の方への支払いは対象外です。
Q-13	消耗品の適切な分量や数量があれば、教えてください。
	●構成員の人数・活動日数や来客見込み数の範囲が適切な分量・数量と考えます。
Q-14	ロケハン車両追加リース費も対象となっていますが、スタッフの間隔をあけるために車を借りてもいいのでしょうか。
	●はい、ただし一人一台など過剰な対応だと判断される場合は対象外となります。ロケハン車両の収用人数を定員の半数にすることで、必要な台数が増える場合は対象となります。
Q-15	マスクを持っていないお客さんに無料配布するマスク購入代は、あてはまりますか。
	●はい、対象となります。会場の定員に合わせて、予算書に計上してください。
Q-16	実施期間に実施する事業の備品及び消耗品を8月に購入しました。対象となりますか？
	●対象外です。
Q-17	11月に備品を購入し、購入後に本経費補助の事を知りました。対象となりますか？
	●対象となります。(ただし、予算上限に達し受付を終了している場合もありますので、ご了承ください。)
Q-18	テレビで、とある成分がコロナウィルスに利くと聞きました。スタッフ分の購入は認められますか？
	●広く一般に効果が認められるアルコール消毒、次亜塩素酸による清掃等を対象としています。独自の対策は対象外です。

Q-19	抗体検査費を除く検査が対象となっていますが、具体的に何があてはまりますか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●PCR検査, 抗原検査があてはまります。ただし事業開催前20日間以内に受けたものが対象となります。抗体検査や, 健康状態を把握するための健康診断などは対象外です。報告時に, 医療機関の領収書をご提出ください。
Q-20	公演が中止となった場合, それまでの稽古にかかった経費は対象となりますか？
	<ul style="list-style-type: none"> ●対象となります。